

委託業務概要

- 1 件 名 国境なきユマニチュード国際会議開催準備業務委託
- 2 履行期間
契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- 3 履行場所
国境なきユマニチュード推進本部事務局（以下「事務局」という）が指定する場所
- 4 国際会議の概要
※記載内容には仮に提示しているものも含まれます。記載している内容は今後変更されることがありますのでご了承ください。

【開催予定日】

令和8年10月18日（日）、19日（月）

【会場】

福岡市国際会議場4階～5階

※会場は事務局が手配します。

会場を以下のように使用することを想定する。

- ・501（国際会議室）を主会場とする
- ・5階ロビーおよび502、503（中会議室）を企業展示に使用する
- ・409、410（中会議室）および411、412（中会議室）を分科会に使用する

【プログラム】

1日目にユマニチュード考案者、学識経験者及び自治体首長などの講演、高齢者ケアに関する分科会やセッションを想定しており、2日目に市民向けセミナー、ユマニチュードに関するイベントの実施を想定。

【テーマ】

未定（高齢社会の課題解決などについてユマニチュードを軸に話し合う予定）

【言語】

- 1日目：メイン言語は英語、サブ言語は日本語・フランス語の予定
- 2日目：メイン言語は日本語、サブ言語は英語・フランス語の予定

【来場者の想定】

1日目

国境なきユマニチュード憲章署名団体、アジア太平洋都市サミット参加者の一部、政府関係者、海外のユマニチュード関係団体、アジアの自治体や福祉団体、市の高齢福祉関係企業など

⇒ 100名程度

上記を優先的に決めたうえ、空席について市民の観覧も可

2日目

市民、高齢者福祉関係企業など

⇒ 400名程度

【レセプションについて】

100 名規模で開催する想定、立食

【招待者について】

招待者の交通費、宿泊費を負担する。謝礼金は無いものとする。

- ・招待客は国内 5 名、海外 8 名と仮定
- ・宿泊費は 1 泊 35,000 円と仮定する
- ・市内のタクシー移動も想定する

【企業展示】

企業展示ブースを設けるものとする。5 階ロビー及び 502・503 会議室を使用。
10 社出展と仮定する。

【製作物】

会議用チラシ、市民向けセミナー用チラシ、プログラムに加えて、市民向けセミナー当日資料や運営マニュアル、その他会議参加者が使用する備品や配布物も準備する。

- ・会議用チラシ 1,000 部、市民向けセミナー用チラシ 2,000 部
- ・プログラム 150 部
- ・市民向けセミナー当日資料 400 部
- ・スタッフ用のマニュアル 50 部
- ・その他会議参加者が使用する備品や配布物 150 個

5 委託内容

委託者は、令和 8 年に開催を予定している「国境なきユマニチュード国際会議」（以下「国際会議」という）を、円滑かつ充実した内容をもって開催し、無事に終了させることを目的として、当該国際会議の準備に関する下記の業務について、受託者に対し委託するものである。

受託者は、受託者の専門的知見と経験を最大限に活用し、国際会議の円滑な運営及び高い成果の達成に資するべく下記の業務を遂行することとする。

なお、本業務の受託者は、令和 8 年の国際会議の開催運營業務を引き続き受託することを想定することで具体的な事業計画案を立て、開催準備業務を遂行すること。

※令和 8 年における国際会議の開催は、福岡市令和 8 年度予算案が福岡市議会において正式に承認されることを前提としています。

(1) 業務遂行スケジュールの作成

国際会議開催予定日までに万全の準備を行うことができる業務計画をたてること。

(2) 運営計画の作成

国際会議開催に向けて必要な準備を行うための計画をたてること。

(3) 広報に関する準備

ポスター制作全般に関する業務やスポンサー募集のための趣意書作成などの広報に関する業務を行うこと。

- ・ポスターは会議用ポスターデザイン、市民向けセミナー用デザインの 2 種類を作成すること。

- ・それぞれ 200 枚の印刷を想定すること。

また、日英仏 3 か国語に対応できるホームページを作成し、令和 8 年 4 月 1 日に公開できるよう準備すること。

(4) 事務局などとの連携

- ・事務局との定例的なミーティングを実施すること。
- ・事務局に対し、国際会議のテーマ決定やプログラム作成、運営準備など国際会議全般に関する助言を行うこと。
- ・事務局からの追加の要望、依頼について柔軟に対応すること。
- ・必要に応じて国内外の関係機関・団体と連携して業務を行うこと。特に海外の関係機関との連絡業務がある見込みのため、対応できる人員体制を整えておくこと。

5 成果物

履行期間終了後速やかに活動報告を行うこと。内容は福岡市ユマニチュード推進部（事務局）と協議の上決めること。

6 再委託について

- (1) 受託者は、本委託業務全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

7 その他

- (1) 業務履行にあたっては、委託者との連絡調整を密に行い円滑な業務遂行に努めること。
- (2) 委託者は、受託者の委託業務の履行状況を適宜調査・確認し、報告を求めることができるものとし、かつ、必要に応じて改善を求めることができるものとする。
- (3) 業務遂行過程において生じた疑義や、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。
- (4) 本仕様書に定める成果物及びその他業務に付随して発生する全ての提出物等の著作権は、全て委託者に帰属するものとする。